

## 安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和5年8月23日（水）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎9階第一会議室

### ○司会

それでは、定刻となりましたので、只今より、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。委員の皆さまに事前にお送りしておりました会議次第、委員名簿、関係課室出席者名簿、席次表のほか、会議次第の下に記載のとおり資料1-1から資料4、基本計画、机上に安全安心まちづくりに関するにリーフレットをご用意しております。全てお手元にお揃いでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐々木よりあいさつを申し上げます。

### ○佐々木部長

皆さん、おはようございます。環境生活部長の佐々木でございます。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜りまして、御礼申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から、犯罪のない安全で安心できる地域社会づくりに御尽力いただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

さて、皆様方の御尽力により、宮城県における刑法犯の認知件数は平成13年をピークに年々減少傾向にございましたが、残念ながら昨年には9,897件と21年ぶりの増加となりまして、コロナ禍の行動制限が緩和された影響もあるのかというふうにみられているようでございます。

全国的には、闇バイトによります強盗事件や無差別刺傷事件等が相次いで発生しております。県内におきましても、栗原市の小学校敷地内でクラブ活動中だった児童が軽トラックにはねられるという凶悪な事件が発生しているところでございます。

また、子どもや女性に対する性犯罪、特殊詐欺被害の拡大など、他人事ではなく、県民の皆様の治安に対する不安の解消には至っていない状況であります。

県では、令和3年3月に策定しました「第4期基本計画」に基づき、犯罪のない、誰もが安全に、安心して暮らせる社会の実現に向けて各種施策に取り組んでいるところでございます。今年6月に企業と連携した取り組みとして、アサヒ飲料株式会社様と県、県警との3者で地域安全に関する協定を締結し、商品搬送車による地域の見守り活動や自動販売機を活用した防犯カメラの設置などに御協力いただくことはその一例でございます。また、不審者対応訓練などを行う地域安全教室講師派遣事業が昨年を上回るペースで多数の依頼を受けているところでございまして、防犯意識の高まりを実感しているところでございます。

今後も、県民や事業者、関係機関の皆様並びに警察と一体となって、犯罪防止に向け

て粘り強く取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御支援と御協力をお願いいたします。

本日の委員会では、第4期計画に係る令和4年度の県の取組実績及び犯罪情勢について御報告申し上げますとともに、特殊詐欺の情勢についてと、宮城県犯罪被害者支援条例の改正について情報提供させていただき予定でございます。委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

#### ○司会

本日でございますが、18名の委員のうち1名の方がまだお見えではございませんが、現在14名のご出席を頂いており、過半数を超えておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第二第二項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日1名の方に傍聴いただいておりますので、併せて報告させていただきます。

なお、傍聴の方をお願いいたします。傍聴に関しましては会場内に提示しております傍聴要領を遵守いただきますようお願いいたします。その他、本日、当課に3名のインターンシップの学生がきておりまして、この会議にも同席をさせていただいておりますのであらかじめご了承くださいと思います。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となり、議事録につきましては、まとめ次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

次に、本委員会の役割についてご説明させていただきます。本委員会は犯罪のない安心・安全まちづくり条例により設置されており、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対して意見・提言を行うことがその役割となっております。

次に、本日の御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。本日は委員改選後最初の委員会となっております。

それでは、お手元の名簿順に委員を御紹介させていただきます。新任の方もいらっしゃいますので、私がお名前呼びしましたら、大変恐縮ですが、皆様その場で一言自己紹介などしていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○阿部委員

富谷市から来ました、阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○小野委員

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会福祉サービスの利用に関する適正化委員会の小野と申します。よろしくようお願いいたします。

#### ○熊谷委員

泉区から参りました熊谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤委員

一般社団法人宮城県建築士会から参りました後藤教恵です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小松委員

東松島市立赤井小学校から参りました、小松と申します、今日は、子どもたち、児童生徒の安全安心という点から学ばせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○関口委員

宮城県銀行協会の関口と申します。金融の立場から御協力させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員

高橋直嗣と申します。宮城県警備業協会では生活安全産業の一翼を担う警備業を通じて皆さんのお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員

仙台大学准教授の田中と申します。お世話になります。よろしくお願いいたします。

○成瀬委員

東北大学では刑法を担当しています、成瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○早坂委員

大崎市総務部防災安全課長の早坂と申します。大崎市役所は5月に新しい庁舎を開庁させていただきましたので、お近くにいらっしゃいましたら是非、お寄りいただきたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

○梅委員

梅琴と申します。宮城県国際化協会からきました。日本で長く生活しています。いろんな方面での通訳の仕事をさせていただきました。今までの経験を活かして、外国人もいかに安全・安心な生活ができるようにどうすればいいのかを考えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○八幡委員

ハーティー仙台の代表の八幡と申します。女性への暴力、特にDV、性暴力、セクシャルハラスメント、そのようなことを中心に行っていますが、ここ5、6年はDV家庭で育った若者たち、生きづらさを抱えた若者たち、男子も含めてその人たちの相談を受けたり支援したりすることが多くなってきました。よろしくお願いいたします。

○弓場委員

宮城県コンビニエンスストア等防犯連絡協議会から来ました、株式会社ローソンの弓場と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

○横山委員

宮城県 PTA 連合会から来ております、横山と申します。よろしくお願ひいたします。

○司会

なお、本日、欠席の御連絡をいただいておりますのが、高橋委員にも新たに御就任いただいております。また、引き続き御就任いただいております、竹田委員と岡崎委員からも欠席の御連絡をいただいております。また、本日御出席予定と連絡いただいております藤沢委員がまだお見えになってございませんので、お出でになりましたら御紹介させていただきますと思います。

続きまして事務局を紹介させていただきます。

ただいま、挨拶を申し上げました環境生活部長の佐々木均でございます。

環境生活部参事兼共同参画社会推進課長の木村雅春でございます。

本日、司会を務めます共同参画社会推進課副参事兼総括課長補佐の長谷川と申します。

よろしくお願ひいたします。

なお、本日出席しております事務局職員と関係事業担当課室職員につきましては、お配りしております資料に記載のとおりでございます。

はじめに、次第3議事(1)会長・副会長の選任につきましては、条例第8条第4項の規定により、委員の皆様の互選により会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長、副会長選出までの間、佐々木環境生活部長が進行役を務めさせていただきます。

○佐々木部長

それでは、暫時、進行役を務めさせていただきます。それではまず、どなたか会長、副会長に自薦他薦も含めまして、御提案がございましたらお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

はい、田中委員どうぞ。

○田中委員

事務局案をお示し願ひします。

○佐々木部長

今、田中委員より事務局案とのお声がありました。その他にはございますでしょうか。

特にないのですか。それでは無いようですので、事務局案がありましたら事務局の方から提案をお願いしたいと思います。

○事務局

事務局といたしましては、会長に成瀬幸典委員、また、副会長には小野浩子委員にお

願いたいと考えてございます。

○佐々木部長

ただいま事務局から会長に成瀬幸典委員、副会長に小野浩子委員という案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御異議ないというような反応でございますので、それは会長に成瀬幸典委員、副会長に小野浩子委員を選出させていただきたいと思っております。皆様の御協力で円滑に選出できましたことに感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。それでは、私の任を解かせていただきたいと思います。

○司会

正副会長におかれましては、会長席、副会長席の方に御移動をお願いいたします。

それでは、ただ今選出されました会長及び副会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○成瀬会長

成瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。安全に安心して暮らせる地域社会の構築に寄与できる委員会にしたいと思っておりますので、力量不足だと思っておりますけれども、どうぞ皆様の経験に即したご意見賜りまして、実り多い委員会にさせて頂ければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小野委員

小野でございます。会長の補佐をできますように頑張りたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

○司会

ありがとうございました。大変申し訳ございませんが、環境生活部長の佐々木につきましては、公務のためここで退席させていただきますので、御了承のほどよろしくお願ひいたします。

○佐々木部長

すみません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

それでは、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。成瀬会長よろしくお願ひいたします。

○成瀬会長

それでは議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。では、さっそく議事を進めたいと思っておりますけれども、次第3（2）をご覧ください。「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和4年度の実績」について、事

務局から御説明お願いいたします。

○事務局

事務局の宮城県共同参画社会推進課の菅原と申します。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。私から説明させていただきます。

(2) 報告事項「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業（取組）の令和4年度の実績」について説明させていただきます。

今回、委員改選後の開催で、初めて出席される委員の皆様もいらっしゃいますので、取り組みを説明する前に、第4期基本計画の概要を簡単に説明させていただきますので、資料1-1を御覧ください。

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、平成19年に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を策定して以降、県民を犯罪被害から守る各種施策に取り組んできましたが、第4期基本計画は令和3年3月に委員の皆様の御協力をいただき策定しました。

上段1「計画策定の趣旨」(1)「計画策定の背景」としては、「社会環境が急速に変化するとともに、子どもや女性、高齢者を対象とする犯罪が多発する中、県民一人ひとりが犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくことが必要。」であり、このような背景の中、資料真ん中の「3犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進」(1)目標としては、「県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現する」こととして、3つの基本方針である「支え合い」「見守り」「環境整備」に基づき6つの方向性を定め、行政、県民、事業者の役割分担と連携により、各種施策を推進することとしました。

資料右側のとおり、第4期基本計画の推進項目と具体的推進方策については、6つの方向性、18の推進項目から成り立っております。

主な改正点としましては、方向性1及び方向性2においては、これまでの町内会等を中心とした見守り活動に加え、新たに日常生活をしながら子ども等を見守る「ながら見守り」や事業者が防犯活動に携わる「防犯CSR活動」を追加しました。方向性4には、特殊詐欺や悪質商法被害の未然防止の水際対策、情報モラルの推進を追加し、インターネット犯罪被害の防止関係を集約しました。方向性6においては、被災地の安全の継続と、今後起こりうる災害時の防犯対策や新型コロナウイルス感染症等に伴う新しい生活様式に適応した防犯対策の推進を追加しました。

本日は、これらの18の推進項目の下に取り組んだ昨年度の事業・取組の実績について、ご報告させていただきます。なお、今回報告させていただくのは、計画期間、令和5年度から令和7年度の5年間のうちの2年度目となります令和4年度の事業実績報告ですが、新たな取り組みや拡充した事業を中心にかいつまんで説明させていただきます。

資料1-2の1ページを御覧ください。

方向性1「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」です。

推進項目(1)「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」のうち、推進方策イ「地

域安全情報の提供」では、「地域安全情報の提供」としまして、県警で配信している「みやぎ Security メール」による犯罪発生情報や、犯罪被害に遭わないための防犯情報の発信を随時行っております。メール登録者数は、前年比 1,195 名増となりました。また、Security メールの総発信件数は 1,217 件であり、そのうち、子ども・女性に係る件数は 633 件でした。

推進方策ロ「地域における安全教育の充実」では、「地域安全教室講師派遣事業」として、地域で開催される安全・安心まちづくりに関連した講習会や防犯教室等へ講師を派遣しました。

コロナ禍の令和 2 年は 8 回、令和 3 年は 12 回と派遣の要望が減少傾向にありましたが、令和 4 年度は 28 箇所講師を派遣しており、増加がみられました。なお、こちらに記載ありませんが、今年度の状況を補足しますと、4 月から現在までの 5 ヶ月間で、すでに昨年を上回る件数の依頼をいただいております、県民の皆様の防犯意識の高まりを実感しております。

昨年の派遣事例を紹介しますと、名取市の小学校教員向けとして不審者対応訓練を行いました。講師が不審者役となり施設に侵入した場合を想定した実践形式で行われましたが、参加者からは、身近にあるパイプ椅子などの資機材がさすまたの代用になることも分かり、不審者に対峙したときの距離の取り方など実践を通じて学べたというような感想をいただいております。

なお、この「地域安全教室講師派遣事業」では、「不審者対応」のほか、「子どもを犯罪被害から守る取り組み」や高齢者等を対象とした「特殊詐欺被害対策」等、申込者の要望に沿った内容に応じて県職員、警察職員、宮城県警備業協会様、大学の先生方等の関係者の皆様に御協力いただきながら講師を派遣しておりますので、このほかの子どものみならず高齢者、障がい者の安全など各推進項目の取り組み事業実績としても、再掲として記載しております。

次に、2 ページを御覧ください。

推進項目(2)「安全・安心まちづくり活動の推進」として、推進方策イ「安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成」3 つ目の事業としましては、「スクールガード養成講習会」を県内 6 か所で開催し、通学路で巡回、見守りする地域の学校安全ボランティアの方々に知識や技能を習得していただきました。

次に、3 ページを御覧ください。

推進項目(3)「各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働」です。推進方策イ「自治体、警察、県民、事業者、各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進」に関する事業としまして、安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムを開催しました。

このフォーラムは、県内を 5 つのブロックに分け、毎年ブロックを変えながら開催していますが、令和 4 年度は大河原ブロックを対象地域として開催し、本日、委員としてご出席いただいております仙台大学の田中先生に御協力いただき、「子どもを犯罪被害から守るための基礎知識」について講演いただいたほか、大河原町から「ながら見守り隊・パトロールランニング隊」の防犯活動の好事例を紹介いただきました。参加者から

は、「ながら見守りの自分の地域での実施を前向きに検討したい」などの感想をいただきました。今年度は、石巻、気仙沼、登米等の沿岸ブロックで開催予定とし、コロナ禍で控えていた意見交換会を再開して実施できるよう計画しております。

推進方策ハ「県民運動としての推進体制の確立」では、「すばらしいみやぎを創る協議会との連携」とし、すばらしいみやぎを創る運動関係者と安全・安心まちづくり運動関係者を集め、フォーラムを開催し、団体表彰のほか、昨年度は、落語家の立川平林氏による記念講演で、落語を楽しみながら特殊詐欺被害防止について学んでいただきました。

次に、4ページをご覧ください。

方向性2「犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進」です。

推進項目(4)「子どもの安全対策の推進」ですが、推進方策イ「地域における子どもの安全確保に向けた連携の強化・取り組みの推進」では、4つ目の事業となりますが、新規の取り組みである「ながら見守り活動の推進」を行いました。「ながら見守り活動」は、先ほども御説明させていただきましたが、第4期基本計画から盛り込まれた日常生活を送る中で防犯の視点を取り入れるだけの、誰でもできる防犯活動ですが、本日、机上配布させていただきました中の、薄いオレンジ色のリーフレットやポスターを作成し、市町村、警察署、県内のコンビニエンスストアへ配布するとともにラジオ放送では、知事によるメッセージという形で広報させていただきました。

なお、リーフレット等は、県のホームページにデータを掲載しておりますので、ダウンロードして御活用いただくことも可能です。

次に、下段の「防犯CSR活動の推進」については、こちらも4期基本計画から盛り込まれた取り組みとなり、昨年度の事業報告でも触れさせていただきましたヤマト運輸株式会社様との包括連携協定により配送車等による見守り活動の他、今年度6月には、アサヒ飲料株式会社様と県、県警の3者で地域安全に関する協定を締結し、搬送車への見守りステッカー掲示の他、事件・不審者の発見時の通報やドライブレコーダーの映像の提供、自動販売機を活用した防犯カメラの設置促進など地域安全活動の推進に御協力いただくこととなりました。

次に、6ページ下段を御覧ください。

推進方策ホ「子どもの虐待防止の取組の推進」2つ目の取り組みとしましては、児童虐待を防止するためのSNS相談を実施し、781件の相談を受け、対応しました。

次に、9ページを御覧ください。

方向性3「防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進」です。

推進項目(6)「女性を犯罪の被害から守るための対策と推進」につきましては、推進方策ロ「女性が相談しやすい環境の整備」2つ目にあります「性暴力被害者支援事業」としまして、「性暴力被害者支援センター宮城」を委託運営し、性暴力被害者及びその御家族等からの相談に応じ、医療機関への付き添い支援など関係機関へのコーディネーター支援を行いました。取扱件数は、905件で、前年度から約2倍と大きく増加しております。昨年の報告でも触れさせていただきましたが、コールセンターとの接続による24

時間 365 日受け付けに伴う休日夜間のオンコール態勢を整備した他、お手元に机上配布させていただきました「けやきホットライン」のリーフレットと同じデザインのホームページ開設や雑誌・新聞・SNS 広告とイメージを統一して実施しました。この性暴力被害者支援事業につきましては、「不同意性交罪」「不同意わいせつ罪」等の刑法改正や「こども・若者の性被害防止」等の社会的反響もあり、取り扱い件数は増加傾向にあります。

10 ページを御覧ください。

同じく女性関係の相談窓口である、「女性相談員の設置事業」として各保健福祉事務所及び女性相談センターに相談員を配置し、2,676 件の相談に対応した他、「配偶者暴力相談支援センター」では、諸問題を抱える女性の相談に応じ、援助・指導・一時保護を行いました。

また、「夜間・休日DV電話相談事業」については、「みやぎ夜間・休日ほっとライン」を開設し、343 件のDV等の相談に対応しましたが、こちらも前年の 279 件より伸びております。

11 ページを御覧ください。

推進項目（7）「高齢者、障害者、外国人等の安全対策の推進」について、推進方策イ「高齢者の安全対策の推進」のうち、下から2つ目になりますが、「高齢者見守り対策事業」として企業と締結した協定に基づき、企業が高齢者の見守り活動に協力することにより、高齢者が安心して自立した生活を営めるよう支援しました。

また、1つ下の「安全・安心まちづくりの推進」としまして、高齢者に向けた防犯講話を実施した他、金融機関窓口やコンビニエンスストア、配送事業者等における声がけにより水際での特殊詐欺被害防止を図るとともに、戸別訪問やテレビCMにより被害防止を呼びかける等の広報活動を行いました。

推進方策ロ「障害者の安全対策の推進」では、2つ目の「施設における防犯力の強化」において、障害者支援施設等において、職員を対象とした不審者対応訓練や防犯講話を実施した他、「障害者でんわ相談室」において、障害者の権利擁護に関する相談窓口を開設し、1,255 件の相談に対応しました。

12 ページを御覧ください。

推進方策ハ「外国人等の安全対策の推進」では、外国人相談センターを設置し、必要な情報提供や窓口の紹介など 13 カ国語でアドバイスを行いました。

また、「安全・安心まちづくりの推進」として、外国人技能実習生等を対象とした防犯講話も実施しております。

引き続き、13 ページを御覧ください。方向性4「多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」です。

推進項目（8）「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止」についてですが、推進方策イ「特殊詐欺や悪質商法による被害にあわないための啓発活動の推進」では、「消費生活相談事業」として消費生活に関する相談に応じ、必要に応

じて県警への通報誘導等の助言を行ったほか、高齢者や地域包括支援センターの職員等を対象として「消費生活出前講座」を実施し、特殊詐欺の被害の未然防止を図りました。

「特殊詐欺被害防止対策」としては、テレビやラジオ、新聞紙面を活用した広報のほか、独自のメール配信やSNS、インターネット等により特殊詐欺被害防止情報の発信や予兆電話発生時の注意喚起を実施しました。今年度拡充した点としましては、「特殊詐欺電話撃退装置等購入補助事業」の申請受理件数を600件に倍増して実施しております。

次に、14ページを御覧ください。

推進項目(9)「インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進」では、推進方策イ「インターネット犯罪被害防止のための啓発活動の推進」の取り組み2つ目となりますが、「インターネット安全利用推進事業」においてフォーラムを開催しました。昨年度は、小児科医師を講師としてネット上での性被害防止やネット依存について講話いただき、参加者からは、「児童・保護者への啓発に役立てたい」等の御意見をいただきました。

推進方策ロ「インターネット犯罪被害等の相談体制の充実」では、サイバー関連の相談を4,718件受理して対応した他、「サイバー防犯ボランティア活性化」においては、コミュニティサイトにおける違法・有害情報の発見・削除要請について令和4年度中の実績としては、3,695件の発見と2,169件の削除となっており、どちらの対応も前年より伸びております。

次に、15ページを御覧ください。推進方策ニ「子どもに対する情報モラル教育の推進」です。

3つめの「ネット被害未然防止対策事業」としまして、児童生徒にスマートフォンによるネット利用に係る情報モラルを身につけさせるとともに、ネット上のいじめ問題等の未然防止のため、掲示板やSNSの検索・監視を実施した他、生徒指導主事連絡協議会において、ネットパトロールに関するスキルアップ研修をオンデマンドにて実施しました。

次に、16ページを御覧ください。

推進項目(10)「大麻をはじめとする薬物乱用の防止」です。

推進方策ロ「薬物乱用防止に向けた啓発活動の推進」について、「薬物乱用防止推進事業」としては、関係機関と連携し、特に若年層に対する啓発に重点的に取り組みました。なお、今年度から拡充した取り組みとして、若年層を対象とし、SNSを活用した大麻乱用防止に特化した啓発を実施する予定です。

次に、17ページを御覧ください。方向性5「犯罪の防止に配慮した安全な環境整備」です。

推進項目(11)「犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり」について、推進方策イ「学校等の施設の安全対策(構造、設備、管理)の促進」としては、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針の普及啓発」として、防犯教室や各種イベ

ントにおいて広報を行いました。なお、この防犯指針について簡単に説明させていただきますと、条例に基づき、安全・安心まちづくりを進めるための具体的な指針として学校・道路・住宅・深夜商業施設・大規模小売り店舗・社会福祉施設等における犯罪を防止するために配慮すべき事項や必要な方策等について示したのですが、今年度7月の県北の小学校敷地内に車が進入し、児童がはねられる痛ましい事件が発生した際にも改めて市町村に対し防犯指針について通知し、学校の安全対策においても活用いただくよう周知したところです。

なお、防犯指針の啓発につきましては、次の18ページ、推進項目(12)から19ページ(15)までの環境整備に関する取り組み(再掲)としてとして掲載させていただいております。

18ページを御覧ください。

推進項目(13)「犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及」ですが、「イ防犯性能の高い建物部品の普及」として「地域で守る犯罪防止用機器展」を県庁18階県政広報展示室で実施しました。こちらは、宮城県防犯設備士協会様に御協力いただき、鍵の閉め忘れ防止グッズや街頭防犯カメラ、録画機能付きテレビインターフォン、など犯罪被害に遭わないための防犯機器を展示し、普及に努めました。

19ページを御覧ください。

推進項目(14)「犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及」ですが、ロ「深夜商業施設等に対する安全情報の提供、安全対策の啓発」では、「地域の施設のセーフティステーション化の促進」として、コンビニエンスストア等防犯連絡協議会を通じ、県内コンビニ各店に対し、メールにより防犯情報を提供しました。

下段の推進項目(15)「防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進」については、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインについての広報啓発(再掲)のほか、「安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラの設置事業」としましては、市町村に対し、防犯カメラ設置に係る費用の補助を行い、令和4年度は6市町に活用され、通学路や公園、小中学校などに防犯カメラを設置されました。

次に、20ページを御覧ください。

方向性6「犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」です。

推進項目(16)「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進」については、「みやぎ違反広告物除去サポーター制度」や「街並み改善による環境浄化」により防犯ボランティアや地域団体に御協力いただきながら違法な貼り紙の除去や環境美化活動に継続して取り組みました。

最後に、21ページを御覧下さい。

推進項目(18)「大規模災害時等における安全対策の推進」ですが、推進方策ロ「被災地等の新たな安全・安心まちづくりの促進」としまして、「すばらしいみやぎを創る運動」とし、復興支援活動への助成やみやぎ花のあるまちコンクールに「災害公営住宅

コミュニティづくり賞」を設け、被災地の活動を促進しました。

以上、かいつまんで説明させていただきましたが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の令和4年度の実績の説明は以上です。

○成瀬会長

ありがとうございました。ただいま事務局から御説明ありましたけれども、この説明につきまして、何か御質問、御意見等がありましたら、積極的にお願いいたします。いかがでしょうか。

○藤澤委員

遅れて来ました。藤澤と申します。皆さんよろしくお願ひいたします。

16 ページで御説明いただきました大麻をはじめとする薬物乱用防止というところで、SNS利用の若年向けというお話いただいたと思いますけど、具体的にはどのような政策と言いますか、今後される具体的な何かありましたら教えていただきたかったと思ひまして、発言させていただきました。

○保健福祉部薬務課

事業を担当しております。薬務課でございます。今年度の事業としましての若年層を対象としたSNSの活用でございますけれども、これはですね、薬物に興味を示して、購入されようとする若者が、ツイッター、名称がXに変わったと思ひますけど、こういったサービスを利用しているということを考慮しまして、そういったところで、薬物に関連するワードを検索すると、その危険性を訴えたり、注意喚起を図るような広告が表示されるようなサービスを委託事業で実施しようと考えておるところです。

○成瀬会長

他にいかがでしょうか。

○成瀬会長

では、私の方から。11 ページの高齢者見守り対策事業ということで御説明いただきましたけど、具体的には、どういう支援を行ったのかということが気になりました。

○保健福祉部長寿社会施策課

長寿社会政策課でございます。高齢者の安全対策の推進というところで御質問いただきました。11 ページに記載のとおりでございますが、安全・安心まちづくりに関連した講習会とか防犯教室に講師を派遣など、この記載のとおり様々ありますが、特に聞きたいところなど何かございますでしょうか。

○成瀬会長

この記載が具体的にわからなくて、例えば県と企業が締結、この企業っていうのが、多分、何社でどういう企業であるのかとか、冒頭の方だとアサヒ飲料とかヤマト運輸等、具体的な会社名が挙がっていましたが、ここは抽象的な記載になっているのもう少

しどういう課題があるので、その課題に対してこう対応するために、こういう企業とこういう協定を結んで、具体的にはこういう活動を行ったということを書いていただくともう少しわかりやすかったかなと思いますけど。

○保健福祉部長寿社会政策課

わかりました。下から二番目の高齢者の見守り対策事業というところですね。

○成瀬会長

はい。

○保健福祉部長寿社会政策課

協定をヤマト運輸と締結していますので、そういったところと連携をしながら、ひとり暮らしの高齢者の方が病気になり、誰にも気づかれないようなことがないように、情報提供いただくという取組をしております。

○成瀬会長

具体的にそういう情報提供があったということでしょうか。

○保健福祉部長寿社会政策課

そうです。市町村と連携してやっておりますので、このようになっております。

○成瀬会長

市町村、県と企業が締結した協定に基づいて行われるけれども、そこで企業が気づいた情報は市町村にということになるのですね。

○保健福祉部長寿社会政策課

高齢者見守りというと、やはり主体になるのは市町村なので、そういった連携を行っております。

○成瀬会長

わかりました。ほかにいかがでしょうか。内容の御質問でも構わないと思いますけれど。

○弓場委員

よろしく申し上げます。14 ページですね。推進項目（9）インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進のイのところの真ん中、インターネット安全利用推進事業のところについてです。こちら、青少年の保護者、学校関係者、青少年健全育成関係者等29名参加ということで、小・中・高及びこれ保護者を対象としたインターネット安全講話を実施という非常に素晴らしい取り組みをいただいているとすごく感じました。

コンビニエンスの実情としましては、近年、特殊詐欺、要は振り込み詐欺の件数が本当に増えているのですが、逆に金額の方が減ってきているというところで、手軽と言っ

た言葉に語弊があるかもしれませんが、件数自体が非常に多く、本当に身近な犯罪になっています。その中で小・中・高と保護者まで含めた研修を開催され、非常に素晴らしいと思うのです。ただ、12回の開催というのは、もう少し回数を増やしていただいたり、例えば学校の授業とか社会の中で回数を増やしていくとか、そういう方向性があれば、御教授いただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局

事務局を兼ねております、共同参画社会推進課の長谷川でございます。ただいまの御意見で、取り組みについて御評価を頂けているということで、ありがたいなというふうに思っております。

回数につきましては、教室のような形で希望するところに職員を派遣する形式をとっており、実績として12回となっております。近年ですとコロナ禍の関係で、そういった教室の回数が抑えられているところがあったと思います。安全教室と同様に、今後のコロナ禍がだいぶ緩和されてきておりますので、こういった要望が多くなってくると考えておまして、要望があれば何らかの形で職員を派遣するように努めていきたいと思っておりますし、こういった事業が提供できるということも含めて、情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

#### ○弓場委員

はい。ありがとうございます。ぜひ大きい単位ではなくてもいいと思っておりますし、学校、一校一校の単位でも結構かなと思うのですが、回数を増やしていただき、家族の中の一人でも、認識していれば、水際で事前に防げるところがありますので、ぜひ積極的な開催をよろしく願いいたします。ありがとうございます。

#### ○成瀬委員

他にいかがでしょうか。

#### ○田中委員

仙台大学の田中でございます。14ページの一冊下のところにあります、サイバー防犯ボランティア活性化についての確認的な質問です。以前、このボランティアに関しては大学生主体でやられていたというふうに認識しておりますけれども、この令和4年度に関しても同じように大学生のボランティアが中心でメンバー構成されているのかということと、あと、何名ぐらいでどういったような体制でもって、日頃活動されているのかというのが、件数だけでは読み取れなかったもので、もしできるところがあれば補足していただければと思います。

#### ○県警本部サイバー犯罪対策課

担当しています県警サイバー犯罪対策課です。こちらサイバー関係の防犯ボランティアの関係ですが、二つの種類がございます、一つがおっしゃられたとおり大学生の方がボランティアと、もう一つが、サイバーパトロールモニターと言う形で、一般の企業さんや個人の方というところが入っているところでございます。

ボランティアの数については、昨年度ですと全体としては7団体、172名の方が、ボランティアとして参加していただいております。サイバーパトロールモニターでいいますと、昨年度は7団体21名、大学生のボランティアですと、昨年度は151名の方が参加していただいております。

こちらの方々には、インターネット上の有害情報を見つけて通報していただくというところではありますが、それはこちらからお願いしているところでありましたので、ノルマを課しているものではなく、それぞれの学業なりお仕事に影響が出ない範囲でお願いして通報していただいているというところでもあります。

○成瀬会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。  
横山委員をお願いします。

○横山委員

県のPTA連合会から来ております。1ページ目のみやぎSecurityメールを活用した情報発信ですが、この登録者の拡大を図ったというところで、前年より、全県民の数から見ますと、パーセンテージとしてごく少ないように見えます。具体的にどういった職種の方に登録の促進活動をされて、こういった働きを始める際というのは、だいたい目標値というものを設定されるかと思うのですが、県もだいたいどのぐらいの割合の登録を目標にして、この活動を進められているのかということをお教えいただきたいと思っております。

○県警本部生活安全企画課

御質問のとおりみやぎSecurityメールの広報につきましては、インターネットや県警のホームページ等の各種広報媒体、そして県警で行っております防犯講話やキャンペーン等で登録を呼びかけております。また、県警でチラシを作成してございまして、チラシにQRコードを表示し、そこから登録をいただいたりすることで拡大を図っております。

2点目の目標値ですが、Securityメールに登録されている方々には直接メールが送られますが、その他、学校や自治体等で登録されてございまして、1次利用者から2次利用、3次利用という形でも裾野が広がっていると認識しております。目標値というものは明確には定めてはおりませんが、今後、その登録者数が増えるように、引き続き広報活動を続けていきたいと思っております。

○成瀬会長

よろしいですか。ほかに御意見がなければ、この議題はこれぐらいということで。  
小松委員、お願いします。

○小松委員

東松島市立赤井小学校、小松でございます。先ほど弓場委員さんの方から推進項目(9)のインターネット安全利用推進事業ということでインターネット安全講話は非常にいい取り組みだというお話がありました。学校の方でも、専門でない部分がありますので、

専門の方を招いての話は本当に助かっています。ここには12回というふうに出ているのですが、多分、県のこの担当課様の事業ですと12回ということで、各校で、例えば、警察の方をお呼びしてとか、ドコモさんとかauさんとかにお願いする等、ほぼ全ての学校で、例えば子供、小さい学年向けであったり、PTA等の授業で活用している実績はあると思います。実際、本校でも多分ドコモさんをお願いしていると思います。

ここで教えて頂きたいのが、県のこの事業と他の機関との違いというか、県としてはこのようなところに力を入れているというのがあれば、お願いする際に、県にお願いする方がいいのではないかと学校が判断できると思いました。

その辺を教えていただければと思います。

#### ○事務局

共同参画社会推進課の長谷川でございます。ただいまの御質問につきましては、明確な違いというところは正直ないというふうに思っております。私どもの方でもこういった取り組みをしておりますし、インターネットの利用であるとか、フィルタリングのような予防といった部分については、技術的な部分も含めると、通信事業者の方々の方が専門性はあるかなと思っておりますが、それぞれの役割立場の中でより多くの方々に、そういう危険性であるとか、有効な対策という部分を知っていただきたいというふうに思って取り組んでおりますので、そういった関係者の皆様と連携しながら、より多くの方々に取り組みについて周知していければと思っております。

#### ○小松委員

ありがとうございます。

#### ○成瀬会長

ほかにいかがでしょうか。八幡委員。

#### ○八幡委員

ハーティー仙台は、DV、性暴力、この資料では、大体9ページ目から10ページ目に連携して関わらせていただいていると思います。

DV予防啓発事業のところで、一般向けの配布とか高校向けの配布がありますが、出前講座のことですね。実際、うちも高校とか中学校とか、中学校は町の方に行っているのですが、この3年間はコロナで少なかったです。

でも、若者には、性暴力、セクハラも含めてDV、デートDVの教育がとても大事だと思います。それで途中、公立だけという展開になっていましたが、問い合わせ検討していただいて、昔はそうだったので、私はいつでも対応することとなりました。ですが、私立の高校とか専門学校とか、特に大学も私立も公立も、無料の出前講座があることを分からないところが非常に多いと思います。だいたい公立に行っても養護教諭まで届いていないというか、無料で呼べるものが届いていないと思うのです。

仙台は、隣の県や近隣の県からも若者が集まる都市だと思います。その中でデートDV、そしてセクハラ教育はすごく大事だと思うので、できたら、そういう専門学校や、せめて大学、私立高校に手を上げたら受けられる無料の講座があることを伝え

て欲しいと思っています。

私たちは、宮城県と連携してメールチャット相談を始め、もう3年、4年目です。若い、特にうちは10代が少なく、20代から30代の、働いたり専門学校や大学以上の人たちの相談が多いのですが、デートDVの相談が増えてきました。ネットでの出会いについて、もう、婚活アプリを使うなんて無理な話です。うまくいっている例も少しはあるので。私たちは破綻した例ばかりだったのですが。でも、5月に関東で、デートDVの別れ際に20代が2人殺されています。北海道でも5月以降に1人殺されています。仙台でも10代の子が殺されています。非常に身近な話で、警察と弁護士に繋ぐ、そして相談していいことだって真剣に話します。別れ際は危ないと説得すると、大事にしたいと言っている人が警察に行こうというような展開もとてもあります。もちろん熟老年期のDV相談もたくさんあるのですが、できるだけ仙台に東北六県から集まっている若い人たちが性教育の現場でも、特に他県から来た人はノーゴーテルさえ分からないです。だから、せめて仙台に来た時に、そういう講座を受ける機会があってほしいと思います。大学生が本当に危ないです。例えば、財団で、フリーの若い人の相談を受けた時、デートDVの相手は会社員ですけど、その時、学校の相談室に行った時に、ここで提供する情報は何もないと言われて驚きました。数年前まで講義に行っていた大学でしたが、そういう事がないと途絶えてしまうようで、本人は自力で生活安全課をスマホで探し繋がっていました。でも、今後、どう手当てをしていくか、せめて若者が集まる仙台で中・高生、特に最後の高校生、大学、専門学校あたりで積極的に、セクハラやそういうことを知っていたら、私の人生変わったと。かなりの被害者も公判に連れて行っていますが、勝っています。労災とったり、相手が論旨解雇になったり、そういう希な例も出ています。交際があった後、復職した例もやっと出てきました。だからこんな事を中高、大学の時に知っていたら人生変わったと仰ってますので、できるだけ若い人たちにリーフレットが行くのも大事だけど、無料で講座ができるという情報が、特にその現場の先生たちに届くようになってほしいと、とても思っています。

それから子ども・家庭支援課と連携して4年目となりますが、私たちは、相談員のスキルアップ講座を行っています。この呼びかけと集約は、子ども・家庭支援課が行い、会場設置もそちらで全部お願いして、NPOの相談員と公務員の方が、繰り返しではなく、毎年新しい人たちが受けています。コロナ禍のオンライン録画配信もスキルが上がり、この何年間かどんどん行って見て、地方の人たちが仙台まで来ないで基本的なことを学べるということで、弁護士や警察の講義を必ず入れて行っています。警察はオンラインの録画はしなかったもので、現場にかなり集まりました。それでストーカー規制法が本当に身を守るために必須のことで、4回改定されていることを毎年学んでとても好評を得ています。こういう、公務員と関係NPOを含める相談員のスキルアップ講座をしているのはものすごい実績ではないかと思っています。私たちのデートDVなどのリーフレットに入れているのは、生活安全課だけなんです。ストーカー規制法を必ず詳しく入れています。非常に好評を得ていますので、それも大きな実績ではないかと、自分たちが企画したのですが、県の子ども・家庭支援課の力で行っており、かなり命に関係しているということです。

そして、1ページ目に防犯グッズの展示があったというのを見て、令和5年で2月に終わったのだと知りましたが、生活安全課に講義していただくと、その話も結構出ます。

別れた後、大体殺人事件は、元カレと元夫よるもので、減らないのですが、事件について詳しく読むと、写真を撮るだけでネットで合鍵を作られるのです。その他にベランダで7時間潜むなどという事件もあり、私は、別れ際が危ないことを説得することはできるけど、私たちがひとり暮らしを始める女性たちの安全を考える時に、どれが安全の最低基準だろうと、毎回事件があるたびにいろいろと考えます。ですから、そういうことを警察から学び、より伝えていきたいなと思っています。以上です。

○成瀬会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。県の方から。

○保健福祉部子ども・家庭支援課

子ども家庭支援でございます。まず一番最初の、DV予防啓発事業の出前講座につきましては、実績としましては、中学・高校が中心になっております。今後、希望がございましたら、派遣をしたいと思っておりますので、広報や周知とかというところについては積極的にやっていきたいと考えております。

○八幡委員

「希望があれば」はいいので、もちろん今年も書いていただきました。

○保健福祉部子ども家庭支援課

希望のところがあるように、広報等に努めてまいりたいと思っております。

○成瀬会長

いかがでしょうか。

○梅委員

初めて参加させていただきました、梅琴です。

12 ページの方に外国人等の安全対策の推進の方に書かれていることがありまして、安全安心まちづくりの推進に警察本部の方から、外国人の実習生に対する防犯講話 18 回が実施されたということで、これはどういう内容だったのでしょうか。

○警察本部生活安全企画課

外国人研修生の方々を対象に企業の方に行きまして、防犯講話等を通じ、自転車盗難や悪徳な商法など、身近な犯罪に遭わないための予防策などのほか、緊急時の 110 番通報等についてもお話させていただいております。

○梅委員

とっても素晴らしい対策だと思います。もっと増えればいいなと思っています。例えば、日本語学校、専門学校、MIA と SenTIA の日本語教室や各市民センターでの日本語教室等にもこのような講習会をしていただければと思います。もちろん、外国人には、言

葉の壁がありまして、日本語を勉強するのに精一杯ですが、まず、日本で安全安心な生活ができるのは、一番大事だと思います。こういうところでも、防犯講話（講習会）とか、犯罪被害に遭わないための予防策とかの講習会もしていただければ、もっと広く伝われると思います。

特に、最近日本語を勉強するために来られた若い人が多いです。多分これからもっと増えると思います。日本語を学ぶ時、安全・安心に生活できるための防犯対策も教えてあげれば、インパクトが強いと思います。また、犯罪に巻き込まれないようにどうすればいいのか？日本の法律知識も必要だと思います。例えば、本国では犯罪じゃなくても、日本では犯罪になる可能性があります。知識があれば、このような犯罪を防ぐことができます。更に、日本語を勉強する以外に、日本で安全・安心に生活できるための基本的な知識に関する講習会もぜひ開いていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○成瀬委員

ありがとうございました。お時間もありますので、またいろいろ御意見もほかにもあると思いますけれども、この議題につきましてはここまでとさせていただければと思います。

では遅れていらっしやいました藤澤委員の方から自己紹介、御挨拶いただければと思います。

#### ○藤澤委員

松島から来ました藤澤と申します。遅れて申し訳ございませんでした。これからも皆さんと一緒に県の対策を考えながら進めさせていただければと思っておりますので、どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

#### ○成瀬委員

では続きまして、次第3（2）口の「本県における犯罪情勢」について、事務局から御説明お願いいたします。

#### ○事務局

宮城県共同参画社会推進課の塩谷と申します。私から、「本県における犯罪情勢」について御説明させていただきます。

お手元の「資料2」を御覧下さい。

1ページの「刑法犯認知件数の推移」から順に説明します。

こちらは、過去10年間の刑法犯認知件数の推移をまとめております。上段のグラフと表が宮城県、下段のグラフと表が全国の件数の推移を表しています。

県内の刑法犯認知件数は、平成13年の4万9,887件をピークに20年連続で減少し、令和3年には初めて1万件を切っていますが、令和4年は9,897件となり、令和3年に比べ499件増加しています。検挙件数については、令和4年は4,099件と、前年に比較して若干減少していますが、全体で見ると横ばいに推移しています。令和4年の検挙率については、令和3年から若干減少しているものの、10年前の平成25年に比べると約

10%増加しております。

では、下段のグラフと表を御覧ください。こちらは、全国の刑法犯認知件数の推移を表しています。全国の刑法犯認知件数は、平成14年から減少傾向で推移し、令和3年は戦後最少の約57万件となりましたが、令和4年は約60万件となり20年ぶりに増加に転じており、全国の推移、県内の推移は同様の傾向となっています。

次に、2ページ「包括罪種別刑法犯認知件数の推移」を御覧ください。

刑法犯認知件数を、包括罪種別ごとに分類しております。包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他刑法犯」の6種類に分類して警察が公表しているものとなります。2ページ目の一番下にその説明を記載しており、例えば、「凶悪犯」には、殺人、強盗、放火、強制性交が分類されています。詳細は、こちらを御参照ください。

それでは、上段の宮城県の推移を御覧ください。これを見ますと、どの年でも窃盗犯が件数の大半を占めていることがわかります。令和4年の割合は、窃盗犯が全体の64%となっています。

資料に掲載はございませんが、窃盗犯のうち、万引きが23.3%、自転車盗が20.5%を占めています。このほか、知能犯が9.8%、粗暴犯が8%となっています。下段のグラフと表を御覧ください。全国の割合も、窃盗犯が67.8%と6割以上を占めており、ほかの罪種を見ても、宮城県の割合と同様の割合となっていることがわかります。

次に3ページを御覧ください。

宮城県の「13歳未満の子どもに対する声かけ事案等の発生状況」について御説明します。

「声かけ事案等」の用語の説明については3ページの下に掲載しております。「声かけ」や「つきまとい」などのこれらの事案は、直ちに犯罪を構成するものでない事案も含まれますが、そういった事案でも、誘拐や性犯罪などの重大犯罪に発展する可能性があり、その前兆と捉えられた対策が必要となります。では、発生件数についてですが、声かけ事案等については、令和3年の592件に対し、令和4年が567件と25件の減少となっています。しかし、令和元年から令和4年までは500件台を推移し、横ばいの傾向にあり、子どもに対する情勢は予断を許さない状況と言えます。

次に、4ページを御覧ください。

こちらは、先ほど説明した子どもに加え、全年齢の女性に対して行われた声かけ事案等も含めた発生状況の推移となります。令和4年は前年に比較し、77件の減少となっていますが、過去5年の推移としては、横ばい傾向となっています。種類別に見ますと、痴漢や盗撮などを含む迷惑行為防止条例違反の割合が21%と大きく、次に、子どもに対する言いがかりや身体、衣服等をつかむ等の子どもを犯罪の被害から守る条例違反の割合が大きくなっております。

続いて、下段の「時間帯別の声かけ事案等発生状況」を御覧ください。

発生は、朝の7時、8時台と午後2時から午後6時頃までの間が多く、登下校や通勤などの時間帯に多く発生している傾向にあります。犯罪の発生を抑制するためには、地域

の目を増やすことが大切であるため、県としては、なるべくその時間帯に地域の目を増やすために、誰でもできる防犯活動として「ながら見守り活動」を推進しているところです。

次に、5ページの「特殊詐欺被害状況の推移」を御覧ください。

上段が宮城県、下段が全国の推移となります。県内は平成27年の認知件数350件、被害金額約10億円をピークに、件数・金額ともに減少傾向が続きましたが、令和3年には件数・金額ともに増加しています。令和4年の件数は、令和3年から43件増加して、323件、被害金額は、約6,541万円増加して、約5億526万円となり、深刻な状況となっています。

では、下段の全国の被害状況の推移を御覧下さい。全国的にも、令和3年から令和4年にかけて被害件数、被害金額は増加しています。令和4年の類型別を見ますと、還付金詐欺が4,679件と最も多く、次にオレオレ詐欺が多い状況です。還付金詐欺については県内においても占める割合が大きい手口であります。ATMで還付金を受け取るように誘導する電話等は、詐欺だという周知を図ることや金融機関と連携した対策を引き続き行っていくことが必要となります。

次に、6ページを御覧ください。

上段の二つの円グラフは、令和4年の宮県の特種詐欺の認知件数と被害額について、それぞれ類型別の割合を示したものです。類型の説明を一番下に掲載していますので、御参考としてください。

では、6ページ上段左側の円グラフを御覧ください。令和4年の県内の認知件数を類型別に見ますと、架空料金請求詐欺の割合が最も大きく、全体の39%、続いてキャッシュカード詐欺盗が17%、オレオレ詐欺と還付金詐欺が15%と続いています。上段右側の円グラフは被害額の類型別割合を示しています。被害額の割合も、架空料金請求詐欺が最も大きくなっています。

次に、中段左側の表を御覧ください。

こちらの表の右列に、類型別の一件あたりの被害額を記載しています。先ほど、被害件数と被害金額の割合が最も大きいのは、架空料金請求詐欺であると申しましたが、1件あたりの被害額はオレオレ詐欺が最も高額となっています。オレオレ詐欺という言葉自体は浸透しつつあると思われませんが、被害に遭わないための広報は継続していく必要があります。

次に、中段右側の年代別被害状況について説明します。

グラフの太い線で囲んだ部分が、65歳以上の高齢者の被害を表しており、全年代のうち約4分の3が65歳以上の高齢者の被害となっています。高齢者の被害を抑止することが重要であります。そのためには、高齢者のみならず、全世代への手口や対策の周知、防犯力の向上が課題になると思います。県内で被害の増加が懸念される架空請求詐欺の手口や、特殊詐欺被害の現状については、後ほど、警察本部生活安全部生活安全企画課戸島課長補佐から情報提供を頂きます。

次に7ページを御覧ください。

サイバー犯罪の状況について、始めに、上段の全国における検挙件数を御覧下さい。サイバー犯罪の定義については、棒グラフの下に記載しております。不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、ネットワーク利用犯罪の3類型があります。全国の検挙件数は、年々増加傾向にあり、令和3年から令和4年は1万2,000件台を推移しています。

宮城県の検挙件数については、中段の表とグラフのとおり、令和3年が261件、令和4年が228件で、前年比で若干の減少であります。社会的反響の大きい著作権法違反事件の検挙数が増加している状況です。

下段のグラフと表は、宮城県警に寄せられたサイバー関係相談の内訳を示したものです。下段右側の表は、相談内容毎の件数と前年比の増減になります。令和4年の相談件数は、令和3年から921件増加しています。内容別に見ますと、迷惑メールに関する相談が177件減少している一方で、詐欺・悪質商法関係や不正アクセス・ウイルス関係の相談が増加しています。

下段左側の円グラフは、令和4年の相談内容割合となりますが、詐欺・悪質商法に関するものが3分の1を占め、次に不正アクセス・ウイルス関係が大きくなっています。オンラインショッピングやキャッシュレス決済などの普及が進み、生活が便利になった反面、詐欺・悪質商法や不正アクセスなどに関するトラブルも増加し、インターネットを取り巻く環境に不安を覚えている方々が多くなっている状況です。

最後に8ページ、SNSに起因する事犯の被害児童について御説明いたします。

上段の棒グラフを御覧ください。

こちらは、福祉犯被害に遭った児童のうち、SNSに起因して被害に遭った児童の推移です。ここでいう「児童」とは、18歳未満の者を指します。また、「福祉犯」については、グラフの下に説明を記載しています。児童買春に係る犯罪や、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪等を指し、青少年健全育成条例や児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法違反などが含まれます。

上段左側の棒グラフを御覧下さい。

令和4年の宮城県の検挙件数は29件で、令和2年から横ばいの傾向です。上段右側にあります全国の検挙件数も同様に、横ばいに推移しています。

中段の表を御覧ください。

こちらは、宮城県内の令和4年における被害者の人数を学職別、法令別に見たものです。学職別では、29人のうち、高校生が17人と最も多く、次いで中学生の9人となっています。法令別では、児童買春・児童ポルノ法違反の被害少年が16人、次いで青少年健全育成条例違反の被害少年が13人となっています。

続いて、下段の表を御覧ください。

こちらは、全国の数値で、被害のきっかけとなったアクセス手段について表しています。ほとんどがスマートフォンを利用していることが分かります。そのため、特に中高生や保護者を対象として、スマートフォンの安全利用や、SNSを利用する際の注意喚起、指導をしていくことが求められています。

資料の説明は以上となります。

全国的にも、本県においても、刑法犯認知件数が下げ止まり、今後の推移を注視していく必要があります。また、公共の場所で無差別に人に危害を加える犯罪が発生しており、体感治安の回復には至らない現状であると思います。誰もが安心して暮らせる宮城県となるよう、引き続き、県民が一体となった安全で安心なまちづくり活動を推進していきたいと思います。以上です。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。では、ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

高橋委員。

○高橋委員

警備業協会の高橋と申します。質問というよりは、感想とお願いになります。

まず感想の方につきましては、2ページのところを見て驚きましたが、凶悪犯の発生が昨年と比べて増加しているということと、その割合が全国の割合と比べて全国が0.7%なのに、宮城は1.1%ということで、宮城が凶悪犯罪の発生が全国に比べて高いというところに驚きましたところでは。

もう一つ、知能犯ですが、これも後半の方で特殊詐欺の話をいただき、やはり宮城県は、ここの部分の被害が多いのかなと感じたところでは。これもまた、全国平均と比べて発生の割合がすごく高いところでは。

お願いですが、今回は、この少年の部分と同じように、被害者層の分析の部分も、だいたい凶悪犯罪は年齢的に何歳位とか、性別がどうというのがないと、犯罪に遭わないでくださいと訴えていくのに、アプローチの仕方としてより効果的かと思われましたので、次回からそれらも検討していただければありがたいと思います。以上です。

○成瀬会長

ありがとうございました。はい。お願いします。

○事務局

御意見ありがとうございます。凶悪犯の割合を見ますと、確かに前年に比べ、令和4年については1.1%、遡りまして、平成30年凶悪犯の全刑法犯の認知件数に対する割合がこちら0.43%、そこから令和元年、令和2年、令和3年ということで、若干増加傾向、割合としては増加傾向にあるというところがあります。

また、検挙率との推移や、そちらの分析等はしてないところではありますが、御意見のとおり、こちらの凶悪犯の被害、例えば被害の割合だけではなく、次回からその被害者層、年齢、性別等、そちらの方も、今いただいた御意見を参考としたいと思っております。

○成瀬会長

ありがとうございました。

○成瀬会長

では私から。今の高橋委員と同じですけど、凶悪犯は、宮城だけ右肩上がりなんです。実際、裁判員事件も多いという印象は持っており、しっかりデータを取ったわけではなく、多いかなという気がしているのですが、その凶悪犯の中の分類はどうなっているのでしょうか。殺人、強盗、放火、強制性交、今は、不同意性交ですけど、この分類は分析されているのでしょうか。どれが増えているとか、どこが押し上げているかということについて分析されていますか。

今すぐ出ないのであれば、後日でも構わないですけど。

○警察本部生活安全企画課

凶悪犯について、県警としては各個別の犯罪の発生状況等についての分析、分類はしているところですが、本日は、詳細なデータを持ち合わせておりません。

○成瀬会長

わかりました。凶悪犯の宮城は右肩上がりで増えている。その分析は県警としてはされている。理由としてはいかがですか。

○警察本部生活安全企画課

増加理由というのは、さまざまな要因が考えられますが、昨年ですと、わいせつ事案等が増えているという特徴がございます。

○成瀬会長

全国的にはどちらかというと、凶悪犯はこう右肩下がり。令和4年、コロナ禍が明けたというのがあると思うのですが、右肩下がり傾向だったにもかかわらず、宮城だけ右肩上がり傾向だったというのが県としての特徴かなと思っています。その理由というのは特に分析されてないということですか。

○警察本部生活安全企画課

犯罪が増えた理由は、社会情勢の変化なども考えられますし、また県警で被疑者を検挙、逮捕した場合、その被疑者が多数犯罪をしていれば、件数が増えることがございますので、一概には答えかねます。

○成瀬会長

わかりました。他にいかがでしょうか。はい、八幡委員。

○八幡委員

今の凶悪犯やわいせつとか、特にDVやストーカーとか性暴力に関しては相談が多く、検挙率が上がることはとても良いことだと思っています。なぜなら、山ほどあったのに埋もれていたからです。どこの県にも多少あります。子どもへの性暴力は他県からの相談も来たりしています。実際に会うこともありますし。確か震災後、ストーカーの相談が人口当たり、宮城県警の発表で一位だったこともあります。県警でこの3年間講座し

ていただいて、未だ高位である。私たちは、それはとても良いことだと思っています。なぜなら、相談できないことだとみんな思っていたし、それが非常に相談しやすい環境になってきた、言葉も認知されたということです。実際に性暴力に関しても私たちが出会っているのは25年前の、逮捕されていますけど、たくさんの被害があった人の百人の中の一人で、親に言うなと言われたような人がずっとつぶされ、また性暴力被害の継続に遭ってつぶれていた人に会っていたり、高校時代に教師からスクールセクハラという形で性関係を持っていたのに自分を責めていたとか、そのようにその自分が悪いとか、自分の恥だと思っている人たちがたくさんいますので、いろんな詳しいデータが出た時にDV、ストーカー、性暴力に関しては他の県より増えたら、ほかの県より、言いやすい県になった、方法が広がった、性教育が進んでいるというふうに、私たちは捉えています。以上です。

○成瀬会長

ありがとうございました。お願いします。

○藤澤委員

特殊詐欺の種類というか、類型がオレオレ詐欺、預金の詐欺とかこのように分けてありますけど、今の闇バイトをきっかけとして、こういう犯罪に手を染めると言うことをよく耳にするようになったのですが、数年前、うちの近所の方で受け子の子どもが捕まったという話を聞いたことがありまして、この分け方として、闇バイトをきっかけに手を染めたというようなデータがあれば教えていただきたいというのと、今後、なければそういうのもデータとして載せてもいいのではないかと感じていることと、もう一つ、県内で起きた事ですが、県をまたいでの横断的な犯罪が、今、結構、横行しているような感じがして、その辺も見えたらいいのではないのでしょうかとっております。他県の人がこのに来て犯罪を起している。宮城県の人がほかの県に行って、そういう闇バイト等で何か犯罪を起こしたとかが分かるデータがあれば、今後の活動として、町民会議とかやっているの、そういう講座の参考になると思い、今後、考えていただければ嬉しいと思いますので、よろしく願いいたします。

○警察本部生活安全企画課

生活安全企画課です。貴重な御意見ありがとうございます。我々はその闇バイトに関するデータは分析しているところではあるのですが、現時点、出せるデータと出せないデータがありますので、その辺をよく検討しながら、より良い出し方を検討して行きたいと考えています。

○成瀬会長

他はいかがでしょう。よろしいですか。では、どうもありがとうございました。

続きまして、次第の3(3)、情報提供のイ「県内の特殊詐欺被害の現状について」県警本部の生活安全課から御説明お願いいたします。

○県警本部生活安全企画課

県警察本部生活安全企画課の戸島です。どうぞよろしくお願いたします。

私からは特殊詐欺の現状について御説明したいと思ひます。資料をお配りしてあります資料3、それに添付してあります地域安全ニュースと書かれた資料を御覧いただきたいと思ひます。まず、資料の方から説明させていただきたいと思ひます。

令和4年中の特殊詐欺の発生状況につきましては、先ほど事務局のほうから説明があったとおりになりますけど、ここには、令和5年上半期6月末現在の発生状況を記載させていただいております。ここにありますとおり、被害件数は前年同期比で25件増、171件、被害金額が前年同期比で約1億2,700万円増の約3億4,300万円となっており、前年よりも大幅に増加した昨年、令和4年よりもさらに増加しているという状況になっております。

被害の特徴としましては、被害件数全体の71.3%、被害金額の64.9%が65歳以上の方が被害者となっているというのが大きな特徴となっております。

また、この表にありますとおり、架空料金請求詐欺が前年同期比でプラス32件の77件と大幅に増加しており、全体の約45%占めているという状況になっております。この架空料金請求詐欺の手口につきましては後ほど説明させていただきたいと思ひます。

そしてもう一つの特徴は、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、還付金詐欺、そしてキャッシュカード詐欺盗が全体の47.4%を占めておりまして、そのうち90%以上が犯人の接触方法、最初の接触方法として自宅の固定電話に電話がかかってくるという状況でございます。このため、警察では固定電話の着信時に通話内容を録音する旨のメッセージを流したり、実際に通話内容を自動で録音すると言う機能を有しております、特殊詐欺撃退装置などの補助金交付事業、これら撃退装置の貸し出し事業などを行うとともに、警察官が高齢者世帯を個別訪問しまして注意喚起を行うなどして固定電話対策を推進しております。

続きまして、資料2のところですが、警察で被害者の方の調査を行ったところ、表にありますとおり、何らかの形で特殊詐欺被害に関する注意喚起を受けたことがあると回答した方が68.5%だったのに対しまして、特殊詐欺の手口は知らなかったと回答した方が63.5%となっている状況です。

そして、資料の3には、特殊詐欺の手口について喚起しておりますが、先ほど事務局から説明があったとおり、特殊詐欺を大きく分けると10手口に分類されております。犯人側はあの手この手で被害者を騙そうとしますので、警察はこれら犯行の手口を知ることによって被害に遭わないように、あらゆる機会を通じて、県民の皆様に広報しているところでございますが、今後、引き続き、この手口に関する啓発活動を継続してまいりたいと思っております。

ここで特殊詐欺の手口をいくつか御説明させていただきたいと思ひます。

一つ目は資料3の(3)にあります、架空料金請求詐欺です。ここに記載しておりますが、未納料金名目とかサポート名目とか記載しておりますが、未納料金名目の例を挙げますと、一例ではございますけれども、まず携帯電話機のショートメールなどに、N

TTファイナンスなどと大手の通信事業者を装って、電話料金が未納ですというメールが送りつけられます。

このメールには犯人の電話番号などが書いてあるのですが、驚いて、ここに記載してある電話番号に連絡してしまうと、今度は、犯人側から払わなければ裁判になるとか、今日払えば、現金を返金される等と言われて、払った方が良いと思込まされてしまうというのが、この手口の特徴でございます。

また、架空料金請求詐欺の中のひとつの手口なのですが、犯人から脅迫される手口というのがございまして、入居権名目の詐欺というのがございます。これはまず、犯人側から大手住宅メーカーの社員を装って、固定電話に電話があるのですが、「老人ホームの入居権が当たった」等という電話があります。そしてこれを断ると、今度は「入居を望む人があるので、お客様の名義を貸してほしい」と言われます。入るつもりのない被害者の方は、これを承諾してしまいます。すると後日、弁護士を装った者から「名義貸しは犯罪です。このままだと財産の没収をされてしまいます。ましては警察に捕まる可能性もあります」などと脅されて現金を騙し取られてしまうというのが、この入居権名目の手口です。

そして、先ほど説明した一番増加している架空料金の手口が、サポート詐欺というものになります。これはお手元にお配りしております、地域安全ニュースに記載していますが、インターネットを使用している方であれば、誰でも被害になる可能性がある手口になります。この手口は、インターネット上のサイトを閲覧していると突然資料にあるような画面が出てきます。そして、ウイルスに感染したことを表示したり、画面の操作ができなくなったり、警告が鳴ることもあります。そうすると、使用している方は不安や焦りが生じます。

そして、ウイルス除去などをするために画面に記載してある電話番号に電話するように促されます。そこに電話をすると、修理やサポート代金として電子マネーで代金を支払うように指示されるという手口になっております。

この画面が表示された場合は、パソコンのエスケープボタン、普通のパソコンで左上にあるESCと書いてあるボタンを押したり、インターネットを見ているブラウザを強制終了させたり、最終的にはパソコンを強制終了すれば元通りになる事が大半なのですが、まずは家族や警察に相談していただくということが非常に大切になっております。

先ほど申し上げましたが、このような画面は、インターネット上に仕込まれるために、誰でも被害に遭う可能性があります。これは65歳以上の方に限らず、誰でも被害に遭う可能性がございますので、是非皆様方にも周りの方にこの手口についてお話をさせていただくと幸いです。

次に、(4)の還付金詐欺です。これは、以前からある手口になりますが、上の表にあるとおり、今でも発生が減らないという状況になっております。手口の内容としましては、被害者の固定電話機に役場職員などを装った者から、「介護保険料等の払い過ぎにより還付金があります。還付金の支払いについては金融機関から連絡があります」という、電話があります。そうすると、その金融機関の職員を装う者から「還付金を受け取る期限が迫っています。今日であれば、ATMで手続きをすれば受け取ることができ

ます。今すぐATMに行って、そこで再度連絡してください」というような電話があります。そして、被害者の方がATMに行って犯人に連絡すると、犯人からATMの操作方法をそこで電話で指示されるのですが、犯人の言うとおりにATMのボタンを押していると、いつの間にか犯人の口座にお金を振り込んでしまっているという手口になります。

このようにいくつか手口を、説明させていただきましたけれども、こういった特殊詐欺の手口を知ることが被害に遭わないためには非常に重要であると考えております。

しかしながら、年々犯行の手口も巧妙化しておりますので、まず電話やメールなどで身に覚えのないお金などの話があった場合は詐欺を疑っていただく、そして、家族や警察に相談していただくということも重要ですので、これを心がけていただくよう、我々としては広報を続けていきたいと考えております。私からは以上でございます。

#### ○成瀬会長

どうもありがとうございました。ただいまの情報提供につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

田中委員、お願いいたします。

#### ○田中委員

仙台大学の田中でございます。質問ではなくて、意見の一つという感じで、参考程度にお聞きいただければと思うのですが、説明の中で、身に覚えのない連絡があった場合には、掛け合わないよという趣旨のものがありましたが、これは宮城県警だけでなく全国的にそうですけど、身に覚えのないというフレーズを使うと、返って悪影響じゃないかという意見もあって、例えばアダルトサイトなんかを見たときに、架空請求の連絡がありましたと、払ってしまうかと言ったら、実際アダルト見た事があるという身に覚えがあるから、払ってしまうというケースも多少あるのではないかとと言われておまして、こちらの口頭での啓発なので身に覚えがないというのも一ついいと思うのですが、明文化してしまうと返って架空請求のリスクが増えてしまうのではないかという見解もありますので、一応参考程度の意見として言わせていただきました。以上です。

#### ○成瀬会長

どうもありがとうございました。

八幡さん。

#### ○八幡委員

このサポート詐欺は、とても身近で、自分たちが支援した熟高齢期の人も2人遭っています。この音がすごいので、パニックになってしまい、消すのも怖いというときに、一人は消費センターに電話してしまったそうです。私は、その音を実際には聞いていないけど、すごい音なのだそうで、すごく焦るので、そういうときはまず音を消さないようにとすぐにアドバイスされ、消してしまったら、それがもう一回出てくるのだろうかという不安もあるので、音を消すというのもいいことだと思いました。それを見てまた電話

して警察とかに相談したいという思いがあります。参考でした。

○成瀬会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○成瀬会長

では、最後になりますけれども、情報提供の（３）口の「宮城県犯罪被害者支援条例の改正について」、事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局

共同参画社会推進課の佐々木と申します。私から宮城県犯罪被害者支援条例の改正につきまして情報提供として、座って説明させていただきます。

お手元の資料４で御説明させていただきます。

宮城県犯罪被害者支援条例は、犯罪により被害を受けた方及びその御家族の支援に関して必要な事項を定めており、被害者等に対する支援を推進し、被害の早期軽減を図ることを目的として、全国に先駆けて、平成 15 年に議員提案により制定されております。

しかし、20 年近くが経過し、現状と合わない面が出てきたため、昨年 12 月に、県議会において、各党派から構成される「宮城県犯罪被害者支援条例見直し検討会」が設置され、条例の見直しの検討が進められておるところでございます。

条例改正案の主な内容でございます。

条例の名称について、「犯罪被害者」から「犯罪被害者等」とし、犯罪被害者の家族や遺族を含むことを明らかにするとしております。

次に、犯罪被害者等の支援につきましては、生命、身体に対する直接的な被害だけでなく、住まいや雇用の確保など、中長期にわたる支援が必要であることから、条例の所管を公安委員会から知事部局に改めるとともに、中長期の支援施策として、居住の安定、雇用の安定などを、基本的施策に盛り込むとされております。

そして、被害が潜在化しやすい子ども、障がい者など犯罪被害者等に関する相談体制の確立に取り組むということが挙げられております。

以上が改正の主な内容です。

この、7 月 7 日から 1 ヶ月間にわたりまして、パブリックコメントが実施されました。さらに検討が進められ、9 月に開催予定の県議会で提案される予定と伺っております。なお、施行は令和 6 年 4 月が予定されております。

安全・安心まちづくりとも関係がございますので、情報提供ということで、このような動きがあるということで御説明させていただきました。

○成瀬会長

どうもありがとうございました。今の情報提供につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですかね。パブコメも募集されてい

ます。どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして、全ての議事が終了したということになります。活発の議論、御意見ありがとうございました。

○司会

成瀬会長、大変ありがとうございました。

では、次第の4のその他についてでございますが、皆様、何かございますでしょうか。本日の議題に関わらず安全安心まちづくりに関して委員の皆様からの情報提供ということでも構いませんので、何かございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了させていただきたいと思っております。本日は大変ありがとうございました。